

新野洲クリーンセンター整備事業技術審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 新野洲クリーンセンターの建設工事に係る発注仕様書等の作成に際し、公平性及び透明性を確保し、専門的かつ技術的な知見に基づく審査及び検討を行うため、新野洲クリーンセンター整備事業技術審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査及び検討を行う。

- (1) 施設整備実施計画及び見積仕様書等に関する事項
- (2) メーカーから提出された技術提案書に係る技術審査及び技術ヒアリング等に関する事項
- (3) 技術審査を踏まえた発注仕様書等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 関係行政機関の職員 3人以内

3 委員の任期は、市長の委嘱又は任命を受けた日から当該建設工事に係る契約締結の日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者又は関係職員の出席を求めることができる。

3 会議は、原則として公開し、何人も傍聴することができる。ただし、技術審査及び技術ヒアリング等において、提案のあったメーカーの企業情報を公開することによって不利益が生じる場合を除く。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境経済部環境課野洲クリーンセンター整備室において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

新野洲クリーンセンター整備事業技術審査委員会 委員名簿

(敬称略)

1号委員（学識経験者）2人

龍谷大学 教授 占部 武生（理工学部環境ソリューション工学科）

立命館大学 教授 吉原 福全（理工学部機械工学科）

2号委員（行政関係者）3人

総務部長 新庄 敏雅

都市建設部長 山本 利夫

環境経済部長 竹内 睦夫